

# フォルトゥナサッカークラブ会則

(名称)

1. 本クラブは、フォルトゥナサッカークラブ（以下単にクラブ）とする。

(所在)

2. 本クラブは、山梨県南アルプス市上今諏訪1230-1フォルトゥナ・アルプス・プラッツ内のクラブハウスに「フォルトゥナサッカークラブ」の事務局を置き、同住所のフォルトゥナ・アルプス・プラッツを主たる活動場所とする。

(基本理念)

3. 本クラブは、サッカーを通して正しい心と身体の発育を図り、個々の新しい可能性を見つけだし育成し、より正しい人間づくりを基本理念とし、また地域社会のスポーツ振興に貢献するものとする。

(入会資格)

4. 本クラブに入会できるものは、各クラス別に定められた資格に該当し、本クラブの会則に賛同した者とする。

5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。

6. 親権者の許可を得た者であること。

7. 他のサッカースポーツ少年団、サッカー部活動に入っていない者であること。ただし、スクール生希望者はこの限りではない。

(入会手続き)

8. 入会希望者は、クラブ会則を承諾の上、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込む。尚入会金・年会費・初回の月会費は別に定めるとおりに納入しなければならない。

(会費)

9. 会費は、年会費・月会費として別に定めるところにより、コース別に会費を納入しなければならない。尚年会費・月会費の納入は別紙に定める方法で納入する。

10. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。

11. 会費の未納について クラブは、3か月の期間、会費を未納する者について、何らかの理由がある場合を除いて、除籍することができる。

12. 大会・遠征試合等についての交通・宿泊費等については別途徴収する。

(保険)

13. 会員は、入会と共に、スポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

(練習時間)

14. 会員は、個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日、時間に限り、指導を受けることができる。

15. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、技術向上を目的とする室内講義、あるいは振りかえ練習を行う場合がある。

(休会・退会)

16. 休会（一ヶ月以上）を希望する会員は、事務局に申し出て、別に定める休会費を納入する。休会費は、月会費の半額とする。

17. 退会する者は、システム上の手続きのため、その前月の5日までに、事務局に届けなければならない。5日を過ぎた場合には、翌月の会費等の引き落としされる場合がある。（その場合の返還できません）

18. 退会手続きを行わない限り、クラブの会員として活動できる。尚、新年度移行時、退会等の手続きがある場合を除き自動更新とする。

(会員の心得)

19. 会員は、次の事項を厳守しなければならない。

1) スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。

2) クラブへの往復路においては、交通ルールを遵守すること。

3) 秩序を守り、本クラブの目的に添うよう行動すること。尚、あきらかにクラブの秩序を乱す行為に対しては退会を促すことができる。

4) 選手たちは小学生・中学生であることを認識し、通う小学校・中学校の活動と、学業に努力すること。

(事故の責任)

20. 会員は、グラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。またこれに違背して、盗難・損害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(肖像の管理と利用)

21. クラブは、会員の個人情報を、クラブの名簿作成、連絡LINE作成、活動の内容のクラブホームページまたはクラブ公式のSNSへの掲載、活動案内などの配信に利用する権利を有し、その情報は適正に管理する

\*本会則は、平成11年1月1日より施行する。

\*第1回改定：平成18年8月31日 第2回改定：平成24年3月1日 第3回改定：平成26年2月28日 第4回改定：平成31年4月1日  
第5回改訂：令和7年3月1日